

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成25年9月26日 午前10時～午後1時53分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長 橋 口 博 文
副委員長 成 川 幸太郎
委員 上 野 一 誠
委員 井 上 勝 博
委員 佃 昌 樹

委員 川 添 公 貴
委員 福 元 光 一
委員 中 島 由美子
委員 帯 田 裕 達
委員 森 満 晃

○その他の議員

議員 瀬 尾 和 敬
議員 江 口 是 彦
議員 川 畑 善 照
議員 杉 蘭 道 朗
議員 福 田 俊一郎
議員 宮 里 兼 実

議員 徳 永 武 次
議員 持 原 秀 行
議員 谷 津 由 尚
議員 小田原 勇次郎
議員 下 園 政 喜

○参考人

原子力規制庁 川内原子力規制事務所
所 長 本 田 悦 久
原子力保安検査官 山之内 浩 昭

○説明のための出席者

危機管理監 新 屋 義 文
防災安全課長 新 盛 和 久

原子力安全対策室長 遠 矢 一 星

○事務局職員

事務局 長 田 上 正 洋
議事調査課長 道 場 益 男

課 長 代 理 南 輝 雄
議事グループ長 瀬戸口 健 一

○審査事件等

1 陳情第 6 号及び陳情第 7 号

- ・ 陳情第 6 号 川内原発再稼働反対を求める陳情
- ・ 陳情第 7 号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発 1・2 号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書

- (1) 原子力規制庁の参考人招致について
- (2) 地震調査家研究推進本部の視察調査について

2 陳情第 8 号 川内原発 3 号機増設計画の白紙撤回を求める陳情

3 川内原子力発電所の安全対策に関する調査

- (1) UPZ における広域避難計画について
 - (2) 平成 25 年度原子力総合防災訓練について
-

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

○委員（上野一誠）きょうの審査日程はこれで理解しますが、委員会運営について、このたびいろいろ会派持ち帰り等々も含めて議運でいろいろ議題になりました。したがって、成川副委員長も新たに就任していることも含めて、今後の議会運営の委員会運営のあり方も一度委員で確認をしよう必要があるというふうに思いますので、できたらきょうのこの審査を終えた最後でも一応協議会を開いていただいて確認をしようというふうにしていきたいと思います。

○委員長（橋口博文）私もそういうことで考えておったんですよ。委員会前に冒頭でやるよりも、済んだ後に協議会を開いてやったほうがよいかんというふうに考えとったわけです。

○委員（上野一誠）今、委員長からなかったのもうこれで「異議なし」と言うてしまうと、またいかんので、あえてそのように御意見申し上げました。

○委員長（橋口博文）ひとつよろしく願います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで傍聴者に対する資料配付について申し上げます。

この後、原子力規制庁の参考人招致を行います。その際、原子力規制庁への質問事項である資料Aを使用します。

通常、傍聴者には、閲覧用の資料を一部置いてありますが、今回は質問事項が多く、質問事項の説明ができないことから、傍聴者にはわかりづらいものと思います。

ついては、今回は特別に資料Aを傍聴者に配付したいと思いますが、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、

傍聴者に資料Aを配付することといたします。

それでは、傍聴者の取り扱いについて申し上げます。現在7名から傍聴及び写真撮影の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可します。

△陳情第6号—陳情第7号

○委員長（橋口博文）それでは、陳情第6号川内原発再稼働反対を求める陳情及び陳情第7号全ての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発1・2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書の陳情2件を一括議題といたします。

△原子力規制庁の参考人招致について

○委員長（橋口博文）それでは、原子力規制庁の参考人招致を行います。

本日は、お手元に配付のとおり、川内原子力規制事務所から2名の出席をお願いしてあります。

それでは、参考人が入室しますので、ここしばらく休憩いたします。

~~~~~  
午前10時3分休憩  
~~~~~  
午前10時5分開議
~~~~~

○委員長（橋口博文）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、参考人の皆さんを御紹介します。

まず、川内原子力規制事務所所長の本田悦久様です。

次に、原子力保安検査官の山之内浩昭様です。

参考人におかれましては、本日はお忙しい中、当委員会に御出席をいただき、ありがとうございます。

この後、事前に提出してありました質問事項に基づき回答をいただき、質疑を行います。

なお、留意事項については、あらかじめ御説明したとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会の進め方について御説明いたします。

資料Aをごらんください。

質問事項一覧表の左側にAからEの表示をしてありますが、この単位ごとに分割して進めます。

この一つの単位の質問については、一括して回答いただき質疑を行います。

なお、参考人から新規制基準関係の資料が提出されておりますが、各委員には事前に送付しており、また、これまで審査を行った内容と重複することから、説明は省略させていただきます。

それでは、Aの新規制基準全般、原子力規制委員会、規制委員会と電力会社との関係の項目について一括して回答をお願いします。

○参考人（本田悦久）川内原子力規制事務所の本田です。

それでは、質問事項一覧表に沿いましてA項目につきまして、まとめて御回答させていただきます。

まず初めに、現在、審査基準につきましては、審査中ということで、審査結果が出るまでお答えできない質問があること。また、規制委員会の所掌外であり、お答えできない質問があることを事前にお断りさせていただきます。

それでは、A－1、安全性の保障につきましてでございます。

新安全基準では、福島第一原子力発電所と同様の事故が起きないような対策を求めています。

具体的には、地震、津波とともに基準を強化した上で、既存の原子炉に対しても適合させることに加え、仮に今回見直した基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の損壊防止、放射性物質の拡散抑制のための対策を要求しています。こうした基準への適合状況をしっかり確認することで、福島第一原子力発電所と同様な事故を防止できると考えております。

次に、A－2、新規制基準の評価について御回答させていただきます。

I A E Aの安全基準や諸外国の規制基準も確認しながら、規制を制定しております。世界最高水準に並んだということで考えております。

日本は世界的に見て地震など厳しい自然環境の中にある原発に求められていることから、厳しい要求になっていると言えると考えております。

次に、A－3、規制委員会の基本姿勢のところですが、これまで原子力利用の推進を担う経済産業省のもとに原子力安全・保安院が設置されていまして、利用の推進と安全規制を同じ組織のもとで行うことによる問題を解決するために、

経済産業省から安全規制部門を分離した当規制委員会が3条委員会として設置されたものです。

規制委員会としましては、科学的・技術的な見地から独立して意思決定を行う。また、事業者との関係においては、情報開示を徹底し、中立で公平な判断を行う。また、意思決定のプロセスを含め規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾ける。このことを行動原則として取り組んでまいることとしております。

次に、A－4の質問に対してお答えします。

国会事故調において事業者の虜と指摘されたように、規制組織の独立性が十分でなく、安全神話に陥ってしまったとの反省から、独立性が高い当委員会が新たに設置されたものであります。科学的・技術的見地からしっかりと規制を行うことで国民から信頼を回復していくことが求められていると強く認識しております。

次に、A－5についてお答えします。

規制者との関係においては、先ほどお話ししましたように、規制委員会としては、事業者との関係において情報開示を徹底して、中立・公平な判断を行うということでお話ししましたが、規制者と被規制者との関係においては、情報開示を徹底しております。被規制者を行う全ての面談においては、面談の内容にかかわらず原則として2人以上の対応を義務づけております。また、面談については、規制委員会のホームページ等で公開しております。

次に、A－6の質問に対してお答えいたします。

こちらのほうは、再稼働の判断については、規制委員会、規制庁の所掌ではないため、お答えを控えさせていただきます。

A－7についてお答えします。

原子力規制委員会の役割としましては、あくまで電力需給の問題や、経済的・経営的問題といったことにかかわることなく、科学的・技術的見地から、原子力発電所に必要な基準を設定し、原子力発電所に対してその基準に適合しているか否かを確認するものであります。

次に、A－8についてお答えさせていただきます。

原子力に限らず全ての許認可については、許認可を求める事業者が必要な資料を出して、それを審査するというのが基本となります。一義的には、

安全に責任を担うのは事業者ということになります。

規制基準というのは最低限守るべきものであり、事故の可能性というのは規制基準に適合すればそれでなくなるというものではありません。そのため、事業者にはさらなる安全性向上への取り組みを求めてまいります。

規制委員会としましては、事業者が提出する申請書やデータをしっかり消化して監督することで人と環境を守るという大切な責任を果たしてまいりますというふうに考えております。

次に、A-9についてお答えいたします。

新規規制基準適合審査につきましては、7月16日から9月25日まで、昨日まで24回、本日も開催はされていますけども、川内原子力発電所につきましては、14回開催されております。九州電力から示された資料に基づき、規制委員会は科学的・技術的な見地から判断を行うこととなります。

適合審査につきましては、皆さん御存じのとおり、ライブ中継、録画で見ることができますし、説明資料、議事録についても公開されています。

審査の中では、準備不足と言えるかどうかわかりませんが、九州電力の説明に対して確認のため追加資料を求めているものがあります。それについては、まだ全部を回答できているという状況ではありません。

先ほどの回答につきましては、A-9と10と一緒にちょっと回答させていただきました。

それから、A-11について回答させていただきます。

これにつきましては、現在審査中ということであり、お答えすることができません。

A-12についてですけども、こちらのほうは規制委員会としましては、電力会社とコミュニケーションを排除しているものではありません。安全文化醸成のための取り組みとしましては、学会、業者といった原子力関係の関係者との連携を進めることとしております。

A項目については、以上です。

**○委員長（橋口博文）** ただいま参考人からA-6の項目については、再稼働の判断の部分が所管外のため、回答できないとのことでした。

したがって、このようなことを参酌いただいて質疑をお願いしたいと思います。

それでは、御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** 本日はどうも御苦労さまでございます。ありがとうございます。

については、A-2についてお尋ね申し上げたいと思うんですが、IAEAと諸外国を含めて世界最高基準であるということを述べられたわけですけど、そのような基準であるということは十分理解はしているんですが、軽水炉型でAP1000という新しい基準の原発が今検討されていると思うんですが、これの基準というのがかなり72時間、電源喪失時において自動で冷やす機能がついてるやつなんですけど、ここがまた最高基準のレベルに達したんじゃないかなという思いがするんですが、そのようなことを今後また追加として求めていかれるお考えがあるのかどうかをとりあえず1点お伺いしたいと思います。AP1000です。

**○参考人（本田悦久）** 申しわけありませんけど、今言われたAP1000については、私もすいません承知しておりませんが、こういった新しい基準というか、知見というか、そういったものが出てきた場合には、規制委員会としても、規制基準というのは一度つくったら見直しをしないというものではありませんので、安全追求のため、安全性向上のため、規制基準というのは今後も見直しを行っていくものだというふうに考えていますので、そういった検討も——新しいそういった知見なりが出てきた場合には見直しも検討していくことになると思います。

**○委員（川添公貴）** そしたら現段階においては、今が最高レベルということで再確認させていただいてよろしいのかということが一つ。

規制基準の見直し等々については、将来的にずっとやっていかれるというわけで、それは十分理解しました。現時点においては、そのようなことはないと。その方式を取り入れると。1兆円から約2兆円ぐらにかかるといいますが、炉自体がですね。ですから、新しい基準を、新しい知見が出てきた場合は変更があるということで再確認。この2点だけ再度確認させていただきたいと思います。

最初お答えになったやつが現時点においては、世界最高レベルということを確認させていただいてよろしいのかということが1点。

それから、AP1000なり新しい炉の安全対

策が出てきたときは、将来的に見直しをする ― 変更が将来的にある、ということで確認させていただいてよろしいのかという2点でございます。申しわけございません。

**○参考人（本田悦久）** 先ほどお話ししましたように、今回の規制基準は世界最高レベルのものであるというふうに規制庁としては考えています。

それから、もう1点、規制委員会としましては、今後もさらなる安全性向上のための基準の見直しというのは継続して行っていくということとしております。

**○委員（井上勝博）** 1番のところなんですけど、汚染水問題については触れられなかったわけですが、現時点では、汚染水対策というのは本当にこれをとめることができるのかということについてはかなり難問になってると思うんですね。この汚染水対策について、規制委員会としてはどのような対策、対応をしているのかということをお尋ねしたいのと、それからこういう汚染水の問題がまだ解決できていないという段階において再び福島のような事故が起こらないということが本当に言えるのかというのがあると思うんですね。それについてのお考え。

それから、福島の原発事故については、今進行中であってまだ調査しきってないわけですよね。事故調査委員会でもまだ100%わかったという段階ではないわけで、特に耐震性については、疑問の声が出されているわけですね。この耐震性の問題で18日に原子炉建屋そばの主排気筒の調査をした結果、破断が見つかったと。この主排気筒は、耐震安全上最も重要な機器のSクラスに分類されていたわけですので、ここで破断が見つかったということになれば、原子炉全体、設備全体の中でやはり地震によって壊れたというような可能性というのは十分出てくるわけですね。そういった問題がまだ未調査という段階で規制基準がつけられたということで、これは規制基準としては、先ほど世界レベルであるというふうに言われているけれども、福島の第一原発の教訓を踏まえたものになっていないんじゃないかなというふうに思うんですね。そこら辺についてはどういうお考えでしょうか。

**○参考人（本田悦久）** 福島の事故に関係につきましては、質問項目のEのところ、全てではありませんけど、今のお話にあった内容が含まれて

いますので、その中で御回答させていただければと思っております。よろしいでしょうか。

**○委員（井上勝博）** この安全性の保障ということで安全基準のことについて言ってるわけですよね。だから、ここでAの区分にされてるのは、福島の事故が収束したとは言えないのに規制基準ということで本当に教訓を踏まえたものになってるかということについては、これは違うんじゃないかということ言ってるわけで、それについての見解を求めているわけです。

**○参考人（本田悦久）** 繰り返しになりますけども、安全基準では、第1に福島第一原子力発電所と同様の事故を起こさないということで対策を求めています。地震、津波基準を強化した上で既存の原子炉に対しても適合させること、それから今回見直した基準における想定を超えた事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納機の損傷防止、それから放射性物質の拡散抑制のための対策を求めています。こういった基準への適合状況をしっかり確認することで同様な事故は防止できるというふうに考えております。

それから、今お話がありましたように、まだ原因が完全には究明できてないところも確かにあります。それにつきましては、規制委員会としましても原因究明のための ― これは時間がかかると思いますけども、すぐに結論が出るというものではありませんけど ― の委員会を立ち上げてまして、5月に第1回の委員会を開催しております。こちらの状況につきましても、審査内容も含めて全部ホームページのほうで公開もしております。

そういった中で新しい対策というか、知見がやられたものについては、先ほどお話ししましたように、新しい基準の見直しといいますか、そういったことを継続して取り組んでいくということになると考えております。

**○委員（井上勝博）** これはずっとそういう議論というのがされてるわけですが、原因が解明され、そして対策が打たれるということなんですけど、実際の原因の解明については、解明しようとしても東京電力がそれを邪魔してるという面もあるわけですね。これは国会事故調査委員会が非常用復水器から水漏れがあったと、津波が来る前にですね、そういう作業員の報告を受けて現場調査をしようとしたら、東京電力によって阻止され

たとえ報じられているわけですね。だから、調べようと思ったら調べられるものも調べていない。規制委員会は、そういうことを調べようとしているんですか、どうなんですか。

**○参考人（本田悦久）** 先ほどお話ししましたように、まだ現場を確認できないところがございますので時間がかかることもあります。ただ、規制委員会としましては、これまで5号機、6号機の点検から地震被害について調査を行っております。そこでは安全上重要な機器以外に変形は見つかっておりますけれども、安全上重要な機器については異常が見つかっておりません。

それから、国会事故調の委員会では、1号機の非常用復水器の配管から地震動で破損した可能性を指摘しておりますけれども、規制委員会としましては、現地の調査やシミュレーションをもとに非常用復水器の地震による破損の可能性は低いという報告書をまとめております。

**○委員長（橋口博文）** ほかにありませんか。

**○委員（佃 昌樹）** 原子力規制委員会の上から四つほど私、質問しているんですが。まず、規制委員会そのものの組織についてちょっとお伺いしたいと思うんです。

規制委員そのものは内閣府で人選をされながらとは思っているんですが、規制庁の職員ですね、具体的な作業をする規制庁の職員について、各省庁から集められた人たちもいるだろうし、それから従来の安全・保安院を中心としたプロ的な人たちもおるだろうし、その人たちの今後は行き場、転勤とか部署替えとか、そういったことについての問題とか、それから各省庁で集められた一般の職員の規制庁における年限、どの程度の年限が規制庁内に勤務できるのか、いろんな問題があるんですが、その中で今の従来の規制庁の職員数の中で、原子力安全・保安院の方々の数というのは、地方も含めてなんでしょうけれども、どの程度従来の方々がまじっておられるのか、数はわかりますか。

**○参考人（本田悦久）** 正直言って今手元に資料を持ってきていけませんのでどのぐらいの人数がいるかというのはちょっとわかりません。

その前に規制委員会と規制庁の組織について話がありましたので、それについてお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

御存じだと思うんですが、規制委員会というのは、3条委員会ということで独立性の非常に高

い委員会、組織的には環境省の外局ということになっていきますけど、環境大臣の支局、そこは説明する必要ないですね。

規制庁というのは、規制委員会の事務局ということで、規制庁の中で何かを決めるということではなくて、規制委員会、5人のメンバー、委員の方がいらっしゃいますけど、この合議制で規制委員会としての決定事項を決めていくと。これが毎週水曜日に開かれております。こちらのほうも全てオープンで出てますけど、規制庁というのはあくまで規制委員会の事務局という位置づけとなります。

職員の構成につきましては、すいません、ちょっと手元に資料がないのでお答えすることはできません。

**○委員（佃 昌樹）** 後でもいいんですが、旧安全・保安院のプロパー的な存在の方々がどの程度入っていらっしゃるのか。それから各省庁からの出向組もあると思うんですが、その出向組についてはどの程度なのか、これはその人事をつかさどるのはどこが、やっぱり環境庁なのかどうかですね、あともってお答えを願いたいと思います。

それから、質問をちょっと変えますけれども、電気事業者の虜にならないということで質問もしているんですが、どういったような取り組みを行っていますかということについては、情報開示を行ったりしておりますと、ホームページも出しておりますと、極力そういうふうにして情報を全部流しておりますというような回答があって、じゃあ政府がいろいろと委員に働きかけをやっているがということについては、お答えがなかったわけですね。政府の規制委員会に対する圧力に対しては、何も所管じゃないというような言い方をしながら答えがなかったわけですが、独立をしている以上——きちんとした独立機関である以上、やっぱり事業者に対してはこうしていますよ、じゃあ政府に対してもこうしていますよという答えがあってしかるべきだと思うんですが、なぜここだけそうなるのかちょっと疑問に思ったものですから、再度質問します。

**○参考人（本田悦久）** 先ほど再稼働については、所管外ということでお話させていただきました。規制庁としましては、先ほどお話ししましたように独立した機関ということで、科学的・技術的な見地から独立して意思決定を行うということにな

っておりますので、それに基づいてそういった行動原則に基づいて行動しているということと考えております。

**○委員（佃 昌樹）** それでは、規制委員会が現在、各電力会社から申請されている適合性審査について、規制委員会としての最終決断は、安全基準に適合している、いない、そういう判断だけが最終的に行われると、こういうふうに理解していいですね。

**○参考人（本田悦久）** そのとおりで結構です。

**○委員（上野一誠）** まず、今、佃委員とも関連もしますが、責任の所在という形になるんでしょうけども。福島の第一原発のあの事故を受けてですね、いわば規制と利用という分離を図って、こういう一つの組織体をつくられた。このことは原子力の運営にとっては、国が国策という一つの捉え方、やってきたことからすると、この規制委員会の役割というものにまずは期待をしたいというふうに思いますし、しっかりと責任も果たしていただきたいというふうに思っています。このことをまず申し上げたいと思います。

その中で、今、我々は、再稼働はもう別問題だよという、いわば自分たちの範囲でないという御判断ですけども、再稼働の判断をしていくのは、今、各事業者がそれぞれ安全基準適合審査を受けていろいろ申請をしていることに審査中であると思うんですけども、結果的には、国は日本最高戦略の中に原子力発電所という一つの位置づけをして、そしてこの規制基準を適合したもの、これについては再稼働を進めるということで明確にうたっているわけですね。ということは、自分たちは再稼働とは別問題というものの、結果的には、この戦略の中にしっかりとクリアしたものは再稼働を進めると。ただし、立地自治体、関係者の理解と協力を得るとというのが位置づけだというふうに思います。

そういう意味では、自分たちはプラン等含めてしっかりと規制基準がなってるか、なってないかということの審査に当たるという一つの説明であるんですけども、所管外ということで広域避難計画もそういう説明をされて、後で出てくると思うんですけど、そういう意味では、自分たちがこれをクリアした、許可したというものについてはイコール再稼働につながっていくと、イコール再稼働を進めるという判断になるんだということ

をやっぱり委員会のほうでは強くお考えになっていかれる責任があるというふうに思います。

そういう意味では、余りにも無責任にちょっと聞こえるものですから、そこのかかわり——日本最高戦略とのかかわりからすると、やっぱりこの判断が非常に重要ということになりますので、その考えをもう1回聞かせてくれませんか。

**○参考人（本田悦久）** 私が立場上——川内原子力規制事務所の所長という立場ですので、お答えできるかどうかわかりませんが、先ほど話がありましたように、まず政府の考えがあつて、原子力の安全審査というのを規制庁のほうに担っていると。その後、地元の合意があるという——その中、全体の再稼働の中の一つに、原子力の安全を審査するというのが当然入っているという、そういった理解は当然ございます。

そういった点では、規制委員会としましては、今回新しくできた安全基準、それをしっかり確認すると、それが役割だと、責任を果たすということだと考えております。

**○委員（川添公貴）** A-7番に関連してお答えされたんですが、今までの御回答を拝聴してはいたんですが、確認にはなろうかと思うんですが、電力需給等及び経済状況とはもう全く関知しないということで審査をされてるということなんですが、国のエネルギー政策もあるわけです。なぜエネルギー政策等と、それから経済状況、それから異常気象等々も加味した中で審査されたほうが国民としてはより身近な審査内容であろうかと思うんですが、さっきおっしゃった基準に適合している否かだけを判断するというお答えであるというとは重々承知の上でお聞きするんですが、なぜ電力需給、経済状況等を加味しない上での審査状況であるのかどうかをお伺いしたいと思うんですけど。

**○参考人（本田悦久）** 繰り返しになりますが、規制委員会としましては、安全をきちっと審査基準に適合していると、それを確認するというのが規制庁としての役割だというふうに考えています。先ほどお話があった電力需給とか、そういったものを考慮して当然審査するというのではなくて、安全面についての審査をやるという、それが役割だというふうに、そういった責任があるというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** 先ほど委員会では水漏れがあったという可能性は低いというお話であったわ

けですが、私がこの情報というか、最新の情報で6月14日付の情報なんですけれども、その後、規制委員会が中に入って、現場に入ってそういう可能性がないということを確認して報告をしたということについては、それはいつ付けの報告になっているか、お伺いしたいと思います。

**○参考人（本田悦久）** 先ほどの報告書の件につきましては、東京のほうでこういったことを本庁のほうに確認してお答えしておりますけど、いつ報告書がまとまったかとか、そういったところは、すいません、情報として今手元にございません。

**○委員（井上勝博）** それは後でいいですから、いつ付けの報告で、ホームページに掲載されていれば、どういうところで見られるかということも後でいいですが、よろしいですか、それは。

**○参考人（本田悦久）** 確認したいと思います。

**○委員（川添公貴）** 時間がないようですので最後の質問になろうかと思うんですが、A-12なんですけど、コミュニケーションを排除しているような報道があったのは事実かという質問に関して、そのようなことはないということを御回答いただいたわけなんですけど。なおかつ、情報交換等はあるということ、できれば確認の意味なんですけど、どういう情報交換とか、意思の疎通を図られている状況があるのか、例えば例があればお示しいただければ、ここの問いに対する疑問が払拭するのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○参考人（本田悦久）** 先ほどお話ししましたけれども、事業者との面談につきましては、原則公開という形で規制委員会のホームページの中に被規制者等との面談というところを見れる——これは誰でも当然見れますけれども、その中に、いつ、誰と会ってどういった話をしたという、そういったものが全て公開になっています。そこを見ていただければ、どういった打ち合わせというか、話をしているかというのが全てわかるようになっていきます。

**○委員長（橋口博文）** 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（橋口博文）** 質疑はないと認めます。

以上でAの項目を終了します。

次に、Bの審査期間、審査方法、審査結果の項目について一括して回答を願います。

**○参考人（本田悦久）** それでは、B項目について回答させていただきます。

まず、B-13、審査日程でございますが、こちらにつきましては、審査に要する期間につきましては、事業者からの申請内容、対応によるところが大きく関係してきます。また、新たな規制基準に基づく審査ということで、一概に申し上げるというのが困難というふうに聞いております。

それから、Bの14についてお答えさせていただきます。

審査チームの振り分けの考え方ですけれども、これにつきましては、審査の視点が偏らないように事業者を分散させる。今回3チーム、審査チームがありますけど、ちなみに玄海はAチーム、川内はBチームということで、審査の視点が偏らないように事業者を分散させるということが適切と考え、そういった考え方も踏まえ、平等・公平に振り分けるとすることで機械的に割り振ったというふうに聞いております。

それから、B-15、審査状況につきましてお答えします。

安全を確認するというのが最も重要なことではありますが、安全の確認につきましては、できるだけ効率よく迅速に進めたいというふうに考えております。そのためには規制庁の職員のうち審査とか検査を経験した者を総動員するだけでなく、今後さまざまな手段を通じて審査体制の強化を図っていきたいというふうに考えております。

それから、B-16、1・2号機申請内容の論点としての判断ということで、これにつきましては、現在、審査中ということで断定的なことは申し上げることができません。

それから、B-17、審査結果の中間審査結果ということで、こちらのほうは今のところ中間審査結果を公表するという考えはございません。

**○委員長（橋口博文）** ただいま参考人からB-16の項目については、原子力規制委員会が審査中のため回答できないとのことでした。したがって、このようなことを参酌いただいて質疑をお願いしたいと思います。

それでは、御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** B-13、16はちょっと私のほうでも質問させていただいたんですが、今、特にB-16ですけれども、論点というのが4分野14項目ということで示されているんですが、一

応審査中ということで報告が出てないということですが、一つの基本的な考え方を少しお尋ねをしておきたいと思います。

今、行われているのは、4分野14項目の論点というのは、この論点については、一応委員会等でも説明を受けていまして——大体こういうことが4分野で14項目論点が見えましたが、実際の論点という形で示されたものが具体的にない。我々も、こういうことが今論点にされているんだということが見えるんですけども。基本的なこの論点のあり方ですけども、なかなかこのとおり中身は多分こういう論点どおり行っているのか行っていないのかということが非常につかみづらい部分であって、詳細はまだここに出てきていない部分がいっぱいあっていろんなことがあると思うんですけど、一応川内1号機・2号機については、こういうことが大きな論点になっているよという一つのニュアンスというか、考え方においていいかどうか、内容はいいです。そういう論点はこの形で受けたんですけども、こういうことが今、1号機・2号機では論点とされていますよという一つの基本的な考え方を持っていきたいかどうか。

○参考人（本田悦久） 分類の仕方が4分野14項目というのは、多分、電力会社のほうで分類されている項目だと思うんですけど、規制庁のほうで今、審査会をやっていますけど、私も資料とかは確認しながら来てはいますが、今そちらのほうも全部オープンになっていますので確認はできますけども、ちょっとお話しすると、項目として分類されているのが重大事故対策の有効性の評価ですかね、これは数回開催されています。それから敷地周辺の地下構造評価、地震観測記録、こちらのほうも数回、あと保安電源設備代替緊急時対策所、免震重要棟、それから津波評価とか基準地震動、それと昨日は火山の関係ということで、そういった項目については審査が進められているとか、まだ全部終わったということではありませんけど、審査項目としてなっていると思います。

○委員（上野一誠） 今おっしゃったことは、一応4分野というのは、地盤・地震関係、津波関係、火山関係、プラント関係というのが大きな柱ですね。今、本田所長がおっしゃった形から言えば、14分野は確かに適合基準の審査を受けるに当たって九州電力が一つの論点として捉えている部分

かもしれません。したがって、今の説明から聞くと、おおむねこの4分野については審査が行われているというふうに判断をすればいいのかなという理解はできると思います。したがって、プラント部分について、あるいは津波対策について、地震等についても、今、対策案なり対策を受けて申請を上げているわけですので、一つの大きな4分野についての細かな14項目は、大方これに論点としては審査が進められているんだというふうに基本的には理解をしていいるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○参考人（本田悦久） 申しわけありません。私も九州電力が分類した14項目について確認していませんので、ボリュームは物すごく多いんですけど、ホームページのほうに毎回どういった審査をしたという項目がございますので、そちらのほうを確認して比較していかないとお答えができません。

○委員長（橋口博文） 質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 質疑はないと認めます。  
以上でBの項目を終了します。

次に、Cの活断層、火山の項目について一括回答を願います。

○参考人（本田悦久） それでは、C項目について回答させていただきます。

まず、C-18、川内原発敷地周辺の活断層に対する九州電力の評価となる根拠というところがございます。

規制基準の骨子につきましては、最新の科学的・技術的知見を踏まえること、また、企業の資料等について、それらの制度に対する十分な考慮を行い参照する。なお、企業の評価と異なる結果を得た場合については、その根拠を示さなければならないというものです。

地震調査研究推進本部の報告書を参照しないということであれば、その参照しないという十分な根拠がなければ、その報告書を参照することになります。

それから、C-19についても同じ回答になりますので、同様の回答となります。

それから、C-20、活断層の定義ですけども、これにつきましては、プレートの運動によって日本列島にかかる力が過去40万年ほど前から現在

まで同じ傾向にあるため、活動性評価の基準となるべき12万年から13万年前の地層がなく、判断が難しい場合、40万年前までさかのぼって検討することで活断層を見逃すことなく評価できるという考えに基づいております。

敷地内及び敷地周辺の地質構造調査につきましては、審査ガイドがございまして、そちらのほうに将来活動する可能性のある断層についての記載がございまして。将来活動する可能性のある断層等は、後期更新世以降約12万年から13万年前以降の活動が否定できないものとするということというふうに定められております。

あわせて同ガイドの中には、後期更新世の地形面及び地層が欠如する場合、12万年から13万年前の地層が欠如する場合については、40万年前、中期更新世以降までさかのぼって活動性を評価すると。また、約40万年前から約12から13万年前までの間に地形面、または地層にずれや変形が認められた場合においては、約12から13万年以降の地形面、または地層にずれや変形が認められない場合は、調査した手法が不適切である可能性があるため、詳細に検討する必要があるというふうに記載されております。

次に、C-21、活断層の露頭についてお答えします。

重要な安全機能を有する施設が将来も活動する可能性がある断層等の露頭がある場所に設置された場合、その将来の活動により施設に強制変位をもたらす、施設の安全機能に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

施設の設置面に断層等の露頭がないが、地下に活断層があることが明らかになった場合につきましては、その活断層が将来活動した場合、地盤の変位や地震動が重要な安全機能を有する施設に及ぶなど、安全機能に重大な影響を及ぼす可能性について安全審査の中で個別に評価して判断していくこととなります。

次に、C-22ですけれども、地震調査研究推進本部の評価を活用した理由ということで、先ほどの回答と同じ回答になりますけれども、規制基準の骨子というのは、最新の科学的・技術的な知見を踏まえること、また企業の資料等について、それらの制度に対する十分な考慮を行い、参照することとすると。なお、企業の評価と異なる結果を得た場合には、その根拠を明示しなければならない

ということになっております。十分な根拠がなければ推進本部の報告書を参照するということになります。

次に、C-23、巨大な火山活動を想定する理由と安全対策との整合性ということで、これにつきましては、C-24と一緒に回答させていただきます。

活動する可能性が否定できない火山が原子力発電所から半径160キロ以内にある場合、火砕流や火山灰、火山ガスなどの影響を評価して、必要に応じて火山灰対策などを求める火山影響評価ガイドというのを新基準と一緒に作成しております。想定及び対策の妥当性というのは、この火山影響評価ガイドに基づいて審査の中で確認されることとなります。

C-24で①の使用済み燃料の保管の関係ですが、使用済み燃料の保管につきましても、発電所に保管されているものは審査の対象となります。以上です。

○委員長（橋口博文）ただいまの回答について一括して質疑を行います。

それでは、御質疑願います。

○委員（井上勝博）推進本部と九州電力の活断層評価の違いについてですね、十分な推進本部がこれを活断層であるというふうに判断したものに反論できないという場合は、推進本部の評価を基準にするんだというお話だったと思うんですね。しかし、なぜそういう評価の食い違いが起こったのか、推進本部の議事録を見られたことがあると思うんですが、議事録の中では、九州電力の調査について厳しい批判をしているんですね。とても調査したとは言えないわけです。この九州電力がなぜそういう評価をしたのかということについての問題については、規制委員会としては問わないということなのかどうかということなんです。

それから、推進本部の議事録の中には、その他の活断層があるというふうに指摘をしているわけですね。九州電力が発表した以外に明らかに活断層があるんだが、時間がないからここでは調べられないというふうに言ってるんですね。そういう活断層がある可能性があるということについて、規制委員会としてはそれを無視するつもりなのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○参考人（本田悦久）地質の関係につきましては、先ほどお話ししましたが、何度も審査は

行われています。ただ、まだ結論は当然出ておりません。継続的にまだ審査中であります。

規制庁としては、先ほどお話ししました審査基準とあわせて各種ガイド、適合審査のためのガイドを今回作成しています。それに沿って審査していくということになります。

○委員（井上勝博）お尋ねしたのは2点で、一つは、そういう活断層評価について、九州電力がいわば自分たちの調査だから、これを甘く見たという可能性があるわけですね。それについては規制委員会としては問わないのかということと、それからその他の活断層について推進本部が指摘をしているわけですが、それについては規制委員会としてはこのまま無視するのかということ、これをガイドラインの中になければそれを無視するということになるのかということなんですが、そこはどうなのでしょう。

○参考人（本田悦久）現在審査中ということで、私としてはお答えできるのは、今お答えした範囲内でしかお答えできませんので、これから審査が行われると思いますので、そちらのほうで確認というか、審査が行われるというふうに考えております。

○委員（井上勝博）あと21なんですけど、ちょっとこれ回答がよくわからなかったんですけども、露頭がなければ活断層とは認めないというふうに基準では見れるんですよね、露頭がなければ。要するに地表にあらわれてなければ活断層ではない。もしくは工事中にそういうものが見えなければ活断層ではないというふうに言ってるわけですが、活断層が見つかっていないのに地震が起きているというのは幾らでもあると。例の北薩地震においても、いまだに活断層は見つかってはいないわけですね。活断層はあるんだけど、見つかっていない。だから、活断層の露頭がなくても活断層があって動く危険性というのは十分にあるわけで、なぜ露頭にあらわれてなければ活断層というふうに見ないというそういうことになったのか。これが規制基準になると、これが厳しい基準であるということについては少しやっぱり納得できない面があるんですが、要は活断層が露頭としてあらわれていてもいなくても関係ない。活断層があるかないかを徹底調査する。これが規制委員会の姿勢ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○参考人（本田悦久）繰り返しになるかもしれませんが、露頭に、お配りしている資料の10ページのほうに今お話ししている内容が記載されております。そちらのほうを読まさせていただきますと、活断層が動いた場合に建屋が損壊し、内部の機器等が損傷するおそれがあることから、耐震設計上重要度Sクラスの建物、構築物等は活断層等の露頭がない地盤に設置することを要求しているということで、露頭等に活断層があれば、こういったものを結果的に設置できないということとなります。

それでは、露頭がない場合はどうかという御質問だと思います。

先ほど御説明しましたとおり、施設の設置面に活断層の露頭がないが、地下に活断層があることが明らかな場合、それについては、その活断層が将来活動した場合に地盤の変位や地震動が重要な安全機能を有する施設に及ぼすなど、安全機能に重大な影響を及ぼす可能性について安全審査の中で個別に消化して判断していくということにしております。

○委員（井上勝博）配っていただいたのを見ますと、今、口頭で言われた部分については何も書いてないんですよね。その書いた文書はどっにかあるのかということが一つ。

それから、露頭がなくても活断層があることが明らかな場合というふうにおっしゃっているんですが、明らかな場合は調べるのは当たり前であって、明らかでない場合も調査すべきじゃないですか。この構造物がある場所にトレンチ調査とかボーリング調査とか、あらゆる調査をして、そこには活断層がないということを確認するのが当たり前じゃないですか。今、口頭でおっしゃったのは、露頭がなくても活断層があることが明らかな場合はとおっしゃるんですが、明らかでなくても調査すべきじゃないですかということを言ってるんですよ。要するにあつたら困るわけでしょう、活断層が。明らかな場合だったら調べるのが当たり前、不明な場合であっても調査すべきじゃないですかと、あつてはいけないんだから。そういうことを言ってるんですね。

二つ言いました。そういうことがこれには書いてありません。どこに書いてあるんですかということと、それから今言ったように、規制委員会としては露頭があろうがなかろうが調査をして、そ

の上には重要な施設はつくってはいけない、こういうふうにしなくちゃいけないんじゃないんですか。

○参考人（本田悦久）先ほど口頭でお話した部分がどこに書かれているかというのは確認いたします。

それから、地盤の調査については、当然さまざまなボーリングとかいろいろやっていますが、すいません、私も全てを把握しているわけではないので、どういった調査をしているかというのはちょっとこの場ではお答えすることはできません。

○委員（上野一誠）若干関連しますが、活断層の評価について、あるいはこの一つの調査に基づく規制委員会の判断ということの意見ですが。結果的には、九州電力が今回一つの活断層の調査をした背景は、敷地内及び敷地周辺の地質構造調査審査ガイド、先ほどおっしゃったその審査ガイドを基準に調査を上げられたと。それによって五反田側、その一部そのものが活断層の長さが若干違うんじゃないかと、その審査そのものがどうなのかという意見を言われるわけですよね。しかし、この敷地内及び敷地周辺の地質構造調査という審査ガイドは、いわば推本が示した一つの法的といえますか、そういうものの根拠に基づいて事業者は、九電であれどこであれ、全部これに基づいてそういう一つの活断層の調査が行われたというふうに僕らは認識してるわけですよ。そうすると、そこに推本が報告を受けてる部分については、九電が活断層によっては長かったり短かったりする評価の違いがあの中でもいろいろありますよね。ただ、今回、五反田側のその部分が短いという一つの見解の違いが、相違が出てると。ただ、先ほど本田所長が言われるように、しっかりと根拠を示さないといけないという話をさっき説明されたと思うんですけども、結果的には、規制庁の審査の中においては、活断層の最終的な判断は、推本が示す活断層の長期評価指標、この報告書に基づいてやはりそれを評価は参考にするというふうなスタンスだというふうに思いますね。

結果的には、推本が示したものをあなた方、この判断は違うよというものが出た場合は、結果的には審査会としては推本が示したものを評価していくという形のスタンスだというふうに理解してるわけです。ですから、それにしっかり答えられない部分、違いの部分、そこらは審査会の中で十

分議論がされると思うんですけども。私がお尋ねをしたいのは、そのいわば審査ガイドの敷地周辺、あるいは敷地内、この審査ガイドの基準というものが電力会社がしっかりとこの基準に基づいた調査を入れるということが大前提であって、これに反した調査が行われたというふうに僕は思いたくもないんです。我々はしっかりと審査において報告を受けてるというふうに理解したいというふうに思うんですね。そういう意味では、この審査ガイドは活断層をやるに当たって規制庁としては十分な一つの事業所に対しても、あるいは電力会社が審査するに当たっても、十分しっかりと周知されたものという形で調査が行われているというふうに規制庁はお考えですか。

○参考人（本田悦久）審査ガイドにつきましては、先ほどお話ししましたように新しい審査基準をつくと同時に、並行してガイドのほうも火山を含め地質も含めいろんなガイドが作成されています。これについては、オープンで議論して、パブリックコメント等受けながら必要な修正も行いガイドを作成しております。これは6月、日にちは忘れましたけど、このガイドにつきましても、規制庁のホームページのほうにオープンにされていますし、当然、電力事業者の方は皆さん御存じの内容だと思っています。

○委員（上野一誠）私が言うのは、いわば推本の判断を最終的には評価されるというのがスタンスですよ。そうしたときにやっぱり規制庁がどういう視点に立って判断するかという一つの捉え方が重要ということを少し御意見として言ってるんです。

○参考人（本田悦久）具体的な審査の内容につきましては、今の時点ではちょっとお答えできないと。繰り返しになりますけど、考え方としましては、最新の科学的・技術的知見を踏まえて企業の資料等でそれらの制度に対する十分な考察を行い、参照すると。企業の評価と異なる結果を出した場合については、その根拠を明示すると、そういった考え方で審査を行っていくということになります。

○委員（佃 昌樹）関連するんですが、例えば火山の評価、これは新しく加わった。火山とか竜巻とか森林とか、こういったものは新たに加わったものですね。従来の原子力安全・保安院でこういったことは審査してなかったということになり

ますけど、今おっしゃったことには、それぞれガイドをつくってるから、そのガイドに基づいて評価をするんだというふうにしか聞こえなかったわけですね。だけど、鹿児島県の場合は、非常にいろんな火砕流の問題やら火山の問題やらいっぱい抱えているわけですよ。となったときに、個々の事象についてもきちっとしたガイドがつけられているのか。例えば川内原発は川内原発特有の火山に対するガイドラインというのがきちんとつけられているのかというのが一つ。

そのガイドラインに沿って評価をするにしても、従来の原子力安全規制委員会や保安院についても、従来こういったことの評価はしていなかったわけですが、具体的な評価については、専門家集団を招集して、そして個別に火山については評価をしていくといったような手法しか考えられないんですが、どういった手法で評価をしているのか、その辺もう少しちょっと説明を願いたいと思います。

**○参考人（本田悦久）** 火山の評価ガイドにつきましては、今お話のあった——まず個別の発電所ごとにそういったガイドをつくるということではなくて、ガイドは一つだけになります。その中にいろんな事象といいますか、火砕流でありますとか、いろんな事象がありまして、ちょっと時間の関係で全てはお話できませんけども、例えば火山灰とか火砕流とか火砕サーージとかブラストとか溶岩とか岩層、土石流、洪水、火山弾、火山ガスとか火山性津波とかさまざま被害、当然ガイドの中には想定して審査するということになっています。

**○委員（佃 昌樹）** その審査に当たっては、個別にいろいろ違った事情があるわけだから、従来それについての専門家というのがいなかったはずですが、だから、そういったものについては、火山に直接かわりのある学者なり何なりを呼んで評価をしていただくという手法しか考えられないんだけれども、どうなっているのか。

**○参考人（本田悦久）** そのところは正直私もどういった形ですかというのは聞いていませんけど、当然、審査できないような内容であれば審査の専門的な方にお話を聞くということになるんじゃないかと思います。すいません。ちょっとそのところは私もどういった形で審査が進められるかというのは聞いておりません。

**○委員（佃 昌樹）** あのね、なぜこんなことをやかましく言うかということ、九州電力としては、

160キロ以内について、火山関係について影響を受けないと明言してるわけですよ。であれば、やっぱり本当にそうなのかということは審査されるわけだけれども、じゃあ学者なり専門家集団が見て本当にそうなのかという評価が下されるのかどうかということが非常に曖昧になっているところがあるもんだから、お聞きしたところなんです。

ぜひそういった、先ほどから言うように根拠がなければ根拠を示すべきだと、——被害が影響がないと言うんだったら、その根拠をちゃんと示すべきだと、というようなことはよくわかるんだけど、逆に今まで新たな審査だから新たな審査体制としてどういうふうに個別に対応しているのかということについては、やっぱりきちんと納得ができるような審査体制であってほしいなというふうに思うところから、こういうことを申し上げましたので、ぜひ国民が納得できるような審査体制をつくってもらいたいというふうに思います。これ要望ですけどね。

**○委員（川添公貴）** 時間が押してますので短く端的に。

地震、地殻変動、地質学者、いろいろあるんですが、学者において地震なんかの断層関係も含めてかなり見解が違うとは思っています。学者の見方によっては、断層ではない、断層であるということ踏まえていろんな学者に相違があるということはわかっているんですが、今回、地震調査研究推進本部のデータをもとにして算出しなさいという御指示をなされたと思います。その御指示をなされたものを踏まえて継続審査中なのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、22の質問をお願いしていたんですが、最新の科学的知見をもってしてということで推本の分を活用されたんだろうと思うんですが、もう1回その点をいろんな学者がいる中で、なぜそういうことを指示されたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

以上2点です。

**○参考人（本田悦久）** この件につきましては、まだ継続審査中ということで私自身は明確にまだ回答が出てないのかなというふうに思っております。

繰り返しになるかもしれませんが、学者によって、いろんな資料等が出てますけど、先ほどお話ししましたように、そういった資料というのを

参照すると。参照ということですから、これに基づいて全てをやるということじゃなくて、それを参照してやっていくという、それを規定するのであれば、それを否定するだけの説明というか、根拠がないと結果的にそういうのを参照する必要があると、そういった考え方でやっていますと。

○委員（井上勝博）きょう火山の報道がされているんですが、この最新情報については来てるんですか。この報道によりますと、川内原発は火砕流は、過去において敷地内に跡がないから火山の影響は少ないというふうに言ってるけれども、規制委員会は、それは疑問だと、敷地にも来ていた可能性があるとの視点でシミュレーションしてほしいというふうに言ってるわけですが、この最新情報というのは来ているのかどうか、これが一つ。

もう一つは、活断層の定義にかかわって、12万年から13万年前以降に動いた活断層で、それが不明なものについては、40万年前以降にさかのぼるんだという非常にややこしいことをしてるんですよね。要は本当に厳しい規制基準であるならば、そんなことを言わないで、40万年前以降から動いた活断層かどうかということを調べれば、単純明快なんじゃないかというふうに思うんです。

やはり規制委員会としては、学者の中にいろんな意見があるけれども、安全側に立つということが規制委員会の立場じゃないかと。だから、12万年から13万年前以降動いている、動いていないということを議論するよりも、40万年というところまで大方の学者がそういう主張もされてるわけですから、最初はそういう議論だったと思うんですよね。それがなぜかこういうややこしいことになっていると。規制委員会としては、やっぱりこの基準のつくり方の中で、ちょっと疑問が残るところですよ。

その二つです。

○参考人（本田悦久）火山につきましては、昨日審査が行われたというのは私も承知しております。ただ、内容については、本庁等から現時点ではちょっと情報等ございませんので、お答えできる内容は特に現時点では私のほうではございません。

それから、活断層の認定基準のところのお話ですけども、ここにつきましては、資料の11ページに今委員のほうからお話があった内容のとおり

のものが書いてあります。

12万年から13万年前というのが基準としてあるわけですけど、13万年から40万年についても、念のために調査すると、そういったこととなっております。

○委員長（橋口博文）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

以上でCの項目を終了します。

次に、Dの項目である防災計画について一括して回答願います。

○参考人（本田悦久）それでは、D項目について回答させていただきます。

まず、D-25、自然災害についてですけども、こちらのほうは防災計画というのは市のほうで作成していただくことになりますので、お答えすることができません。

それから、D-26、住民避難につきましてですけども、住民避難につきましては、新規制基準ではなく、市が作成します地域防災計画の中で対策をとっていただくということとなります。

規制委員会としましては、国、地方公共団体が原子力災害対策を円滑に実施するため、原子力災害対策指針というのを平成24年10月31日に策定しております。その後、必要な改正を行いまして、この指針というのが住民が安全に避難するために地方公共団体が地域防災計画を作成するときの参考として使用していただくというものとなっております。

それから、D-27、SPEED Iの活用についてお答えします。

皆さん御存じのとおり、SPEED Iは、原子炉の状態、事故進展予測等を行うシステムでありますERSSの情報をもとに放射線物質の濃度等を予測して避難計画に活用するためのシステムということですが、福島事故におきましては、このERSSの故障により活用することができませんでした。そのため規制委員会としましては、事故の反省を踏まえ、予測に頼った避難計画は失敗であったという反省から、実測による避難へと方針を変更しまして、プラントの状況や放射線モニタリング結果などに基づいて迅速な避難を実施するための基準を明確にした新たな原子力災害対策指針――先ほどお話ししました昨年の10月

31日に作成した指針ですけれども、を策定したところでは。

SPEED Iは、放射性物質の放出状況の逆推計や気象予測の結果を、防護措置の実測等の参考情報として活用していくということとなっております。また、SPEED Iの情報というのは速やかに記者会見等において公表するということとなっております。

それから、D-28、IAEA勧告に対する考えということで、規制庁としまして、地域防災計画を新基準と合わせて原子力の安全確保の車の両輪であるという認識をしています。

住民の安全を確保する防災の中心主体は、言うまでもなく基礎自治体である市町村ということになりますけれども、その考えのために自治体が地域防災計画を作成するに当たって最大限お手伝いをするという考えです。

具体的には、原子力発電所の所在する地域ごとにワーキングチームを設置し、関係省庁とともに原子力災害に関する地域防災計画、避難計画の作成を支援するということが9月3日の原子力災害対策本部の中で決定をしておりますので、その決定どおり各地域において避難計画づくり等を支援してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（橋口博文）ただいま参考人からD-25の項目については、自治体の計画策定にかかわることであるため回答できないとのことでした。したがって、このようなことを参酌いただいて質疑をお願いしたいと思います。

それでは、御質疑を願います。

○委員（上野一誠）簡潔に申し上げます。

再稼働と広域避難計画をどう結ぶかということで、市長は再稼働等は別問題と条件としない——要件としないという考えであります。あと本市も、一応近くこれも原子力防災計画も仕上がるというふうに思っておりますので、いろいろ県とも、関係機関と協議をしてやっていくというふうになると思うんですけれども。ただ、立地自治体という思いから、一応要件としなくてもやっぱり一体的にこのことは備えておかないかんというふうに思うんです。アメリカあたりは、これと一緒にやっているよという、そういう一つのものにこういう地域によってはいろいろあると思うので、世界ではですね。

問題は、国策という原発が一つの避難体制、広

域の体制とどうかわってくるかということが大事であってですね。この避難計画は、あんた方自治体で地元でやらんかということが、おまえたちの市の問題だよ、地域の問題だというふうに、一つにくくられては困るということです。

したがって、今、所長のほうからありましたように、支援体制をしっかりと確立して、今後、国もそういう意味ではしっかり支援をしていきたいという今話でもありました。立地自治体には協議会がつくられるとかいろいろお伺いしているんですけれども、これは意見・要望でもいいと思いますけれども、十分ここあたりは国がしっかりとかわっていただける原子力防災であってほしいというふうに思います。そういう意味で、もう1回決意なるものがありましたら、お尋ねします。

○参考人（本田悦久）先ほどの繰り返しになりますけれども、防災計画等も非常に大事な問題だと思っています。私自身も川内原子力規制事務所ということで地元におりますので、こういった地域の防災計画づくり、国としても全面的に支援していきたいと思っております。

○委員（井上勝博）一つはSPEED Iの関係では、もうSPEED Iについては失敗であったというお話であったんですが、いろんな問題があると思いますね。SPEED Iの情報がくれた理由も納得できないもの、ERSSというのが機能しなかったというお話ですけれども。一方では、ドイツの気象庁が恐らく在日ドイツ人向けだと思うんですけれども、ドイツ語で、この方向に危険性があるから、風向きがこっちのほうへ来てるから危ないよという警告をしているわけですよね。なぜ日本はそういうことができなかったのかという問題。

それから、全く公開するのがおくれたわけですが、国民にそれを知らされる前に米軍に知らせていたということも後でわかりましたけれども、何で国民が優先されないのかという問題。いろいろやっぱり問題があるわけですよ。この管轄が文科省になってるわけですが、規制庁はこのSPEED Iをどのように管理、管轄するのかということもちょっとお尋ねしたいと思うんです。

それから、この避難計画についてですが、30キロメートル圏内ということで、仮に——本当はもっと広範になるわけですが、市町村が薩摩川内市だけではなく、いちき串木野市も入るし、

日置市も入るし、さつま町も入るし、鹿児島市の一部も入るわけですよ。そういったところは避難計画がまだできていないはずなんですね。そういったものができていないうちに、仮に再稼働、基準が達成できましたという話になったとしますよ。そのときに規制委員会としては、それは待ちなさいよと言うことができるのか、権限があるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

**○参考人（本田悦久）** 後半部分の回答を先にさせていただきます。

今お話があったように、地域防災計画は、原子力編という各自治体でできているというか――鹿児島地区においてはできてるんですけど、避難計画というのがまだできてないところがあります。そういったことでなかなか避難計画作成が進まないということで先ほどお話ししましたが、原子力災害対策本部、9月3日、総理が議長ということで、これは各省庁連携してそういった計画づくりを全面的に支援すべきだろうということで、各ブロックごとにワーキングチームをつくって支援していくと。この支援チームの中で周辺地域も含めて防災避難計画ですか、そういったものが速やかに作成されるように努力してまいります。

それから、前半のSPEED Iの情報につきましては、福島事故では速やかな公開というのがされてなかったということで、その反省に立ってSPEED I、ERSSの情報につきましては、速やかに迅速にデータを記者会見等で公表すると、それが方針、考え方の一つになっています。

活用につきましても、避難時の参考情報として活用していくと、そういった活用の仕方をしていくということとなっております。

**○委員（井上勝博）** SPEED Iについては、規制委員会はどうかわるのか、文科省が持つてゐるんだと思いますね。福島原発事故が起こったときには、この文科省の管轄から離れて原子力委員会がそれを管轄したという経過があったようですが、このSPEED Iについては、規制委員会はどういうふうにかかわっていくのかということが一つということと。

それから、周辺市町村で避難計画などができていない場合に規制委員会として待てよと言えるのかどうか、そういう権限があるのかということなんです。

**○参考人（本田悦久）** 権限があるかどうかとい

うことと言えば、法律上そういった制約はございませんので権限はないということなのかなと考えています。

SPEED Iにつきましては、すいません、私のほうちょっと情報はないんですけど、文科省とか、ほかの原子力関係の規制部門、放射線モニタリングも含めて規制庁のほうに一元化されているんですけど、4月にそういった業務も入ってきてます。

SPEED Iについての所管というか、取り扱い私は私ちょっと承知していませんので、この場ではお答えできません。

**○委員（佃 昌樹）** 簡単に言います。

D-27、28、これ私が出した質問なんですけど、今ほど避難計画の中でSPEED Iを活用するというをおっしゃいました。そういうものを活用できるようにということでしたから、それはそれなりに今回の九州電力にかかわる避難訓練については――過酷事故の避難対策については、それが使えるのかなと考えますけれども、その辺いかがですかということが一つ。

それから、実は避難途中ないしは避難先において、各市町村がつくった避難計画で被曝をした場合に誰が責任を負うのと言ったら、国ですと答えてるんです。計画をつくるのは市町村だけれども、実際に避難市、避難先で被曝をしたら、その責任は誰が負うんですかと聞いたら、国ですと、その辺の見解はどうなのでしょう。

**○参考人（本田悦久）** 今回の防災訓練の中でSPEED Iを活用ということだと思いますけども、どういった活用の仕方ができるかというのは、ここではすぐにはお答えできませんけど、当然、避難について活用するということで考えていますので、その方向で検討させていただければと思っています。

それから、被曝した場合の責任ということですけど、一義的には原因者であります電力会社が責任かなというふうに思っていますけど。すいません、ちょっとそこところは、私のほうでは今この場で明確にはお答えすることはできません。

**○委員（佃 昌樹）** 確かに明確に答えられない部分は、きょうここでいろいろ話されたことは規制委員会のほうに上がっていくだろうと思いますから、報告されるんでしょう。だったらやっぱり立地市の首長は責任は国にあると、一義的な事故

排出をした責任は事業者、これはわかりますよ。しかしながら、国策民営である以上、国が責任を持つ、避難先において被曝をした、これの責任を持つのはどこかと聞いたら、国だと答えたんです。そこら辺のところははっきりしておかんと、今の東電みたいなごたごたごたした結果になるんで、やっぱりその辺は整理しておいたほうがいいんじゃないかなと思います。ぜひ回答をまた後でください。

**○委員長（橋口博文）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（江口是彦）** 繰り返しになるようで申しわけないんですけど、1点だけ私の考えも含めて述べたいと思います。

きょうの新潟県知事と東電の社長のニュースを見ながら思ったことなんですけど、地域防災計画については、どうしても市の問題ということで規制委員会はもう一つそれに踏み込んでなかなか評価されないのかなと思うところなんですけど、アメリカの規制委員会なんかはそれも条件にして踏み込んでその地域の防災計画、避難計画をされますよね。やっぱり踏み込んでされるべきじゃないかな、今度の10月、予定されている防災訓練でも一応参加機関の一つに規制委員会が入っていますけど、その辺は今後考え方はどうなんですかね。その点だけ。アメリカと同じように踏み込むべきじゃないかなと思うんですが。

**○参考人（本田悦久）** その点につきましては、私からはちょっとお答えできるものではありませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、先ほどお話ししましたように、地域防災計画、避難計画というのは非常に大事なものですから、国としてもそういった作成が円滑にできるように全面的に支援してまいります。

**○委員長（橋口博文）** 質疑は尽きたと認めます。

以上でDの項目を終了します。

次に、Eの川内原子力発電所の課題、福島原発事故、中間貯蔵施設、現地調査の項目について一括して回答願います。

**○参考人（本田悦久）** それでは、E項目につきまして回答させていただきます。

まず、E-29ですけども、川内原子力発電所の課題ということで、これにつきましては、現在審査中ということで、余談を持ってお答えするこ

とはできないということで回答を控えさせていただきます。

それから、E-30、過酷事故に対する教訓ということで、今回新しくしました規制基準につきましては、最低限守るべきものというふうに考えております。規制基準では、装備だけではなく、取り扱いのマニュアルや訓練も含めて求めています。事業者には独自の工夫により、さらに安全性の向上を図ってもらいたいというふうに考えています。

今回の規制基準では、新しく重大事故等発生時における原子炉施設の保全活動要員の訓練、それから大規模損壊発生時における原子炉施設の保全活動要員の訓練実施を定めて求めています。規制庁としましても、実施状況を確認していくこととなります。

それから、E-31、福島原発事故の原因究明、プラント破壊の検証ということで、これは先ほど回答した部分と重複するかもしれませんが、東京福島第一原子力発電所事故の継続的な事故分析は、原子力規制委員会の重要な所掌業務の一つであります。そこで、今後も長期にわたる原子炉内の調査等を踏まえつつ、技術的な側面から検討して必要な知見を安全規制に取り入れていくことが重要であるというふうに考えております。

一方、これまでも国会、政府等においても事故調査報告書がまとめられたところでありますけれども、現地の調査が困難である等の制約によって今後引き続き確認すべき技術的な個別論点も残されております。このため、規制委員会では、事故分析のための検討会、先ほどお話ししましたように、ことしの5月に第1回を開催しております。設置しまして国会事故調にて解明すべきとされている点を含めて技術的な点を分析する体制を構築したところであります。今後は、この検討会のもとで長期にわたって継続的に事故原因の分析を進めてまいります。

それから、先ほどの繰り返しになりますけれども、5号機・6号機の点検から地震被害について調査を規制庁として行っています。そこでは安全上重要な機器以外については変形が見つかりていますが、安全上重要な機器等については、異常が見つかりておりません。今後も、先ほどお話ししましたように、未確認の部分については引き続き確認していくということとしております。

それから、E-32、地震の検証ということで、こちらは過去、保安院時代に行われていました耐震バックチェックにつきましては、新規制基準の適合性の確認の中に包含されております。旧保安院時代にあったストレステストというのは行いませんけれども、ことしの12月に施行する総合的な安全評価では、原発の総合的な安全性を定量的に評価いたします。これはかつてのストレステストを包含するものとなります。

E-33についてお答えします。

収束作業全体の進め方を決めるのは、経済産業省、資源エネルギー庁であります。規制庁は、取り組みの安全性の評価、監督指導するということとなっております。そのため見通しを示す立場にはありませんけれども、汚染水の漏えい、管理等は全体的計画に影響を及ぼす重要な事項ですので適切に今後も取り組んでまいります。

また、9月3日の原子力災害対策本部において、総理のほうから、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て必要な対策を実施するということとしました汚染水問題に関する基本方針が決定しております。こちらの内容につきましても、これは経済産業省のほうになりますけど、ホームページ等のほうで掲載されております。

次に、E-34についてお答えします。

福島第一原子力発電所事故に伴います深刻な放射線被曝に係る住民の不安と福島第一原発事故の後処理、対策というのは最優先課題の一つであると考えています。原子力利用によって再び環境への深刻な放射能汚染がもたらす事故を起こさないための安全規制の全面的な見直しと原子力防災の備えも重要な課題というふうに考えています。

次に、E-35についてお答えします。

発電所内の使用済み燃料につきましては、新基準の中で審査することとなります。発電用原子炉については、7月8日に新規制基準というのが施行されましたけれども、貯蔵施設でありますとか、研究炉等につきましては、現在、新規制基準施行に向けて基準づくりの作業が行われているところであります。ことしの12月に施行予定ということとなっております。

続きまして、E-36、現地調査についてお答えします。

規制委員会、規制庁としましては、新規制基準への適合性審査の結果は、地元自治体に説明する

こととしております。

地震、津波や火山の想定及び想定に基づく対策は妥当であるかというのは、原子力規制委員会、規制庁の審査の結果をもって判断していただきたいと考えております。

E-37についてお答えします。

現地調査は行われます。現地調査の日程を伝えるのは、通常数日から1週間前程度となります。20日にも川内原子力発電所については現地調査が行われたところですが、今後にも必要があれば現地調査は行いますが、あらかじめ時期をお示しするということはできません。現地調査につきましては、最終段階でもう一度調査は行うというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（橋口博文） ただいま参考人からE-29の項目については、審査中であるため回答ができないとのことでした。したがって、このようなことを参酌いただいて質疑をお願いしたいと思います。

それでは、御質疑願います。

○委員（井上勝博） すいません。先ほど私紹介した原子炉建屋そばの主排気筒については、鋼材に破断が見つかったと、これは耐震安全上最も重要な機器Sクラスに分類されているんだということで報道がされてますが、先ほど安全上重要な機器については、異常が見つかっていないということと整合性はどうなっているのかということが一つですね。

それから、規制委員会として収束作業に当たっているというお話ではありますが、しかし、何人事故現場に規制委員会の職員の方々が行っているのかと。報道によると10人程度というふうに聞いていますが、その後補強されているのかどうか。

この2点お願いいたします。

○参考人（本田悦久） 申しわけございません。今、委員のほうからお話のあった内容については、私自身がちょっとよく情報を把握しておりませんので、お答えすることができません。

汚染水対策の現地の体制につきましても、すいません、私自身もちょっと状況を把握しておりませんので、申しわけございませんけど、この場でお答えすることはできません。

○委員（佃 昌樹） E-30から31、32、33、34、35、その辺をずっと私の質問とし

て出してあるんですが、きちっとした回答というのか、現在進行中の i n g がいっぱい出てきて、これは回答にならんというのもあったりするんですね。もう1回、回答の全部を聞いて再度も質問もしたいなというのもあるんですが、今後やっぱり委員長のところで残された課題もありますので、それは検討していただけないか。もう質問はこれで私打ち切りますけれども、回答にならない分やいっぱいありますので、もう1回テープを起こして聞いて、そしてきちっとした中でお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

未回答の部分については、委員長から後ほど回答を文書でいただければよいをお願いしたいと思います。

○委員長（橋口博文）それも検討してみたいと思います。

それでは、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

以上でEの項目は終了しました。

以上で質問事項の全てが終わりました。

したがって、参考人に対する質疑はこれで終了します。

参考人におかれましては、お忙しい中、当委員会に出席をいただき、また、委員会からの質疑に真摯に対応していただき、厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

ここで参考人が退室されますので、しばらく休憩します。

委員はそのままお待ちください。

休憩いたします。

~~~~~

午後0時5分休憩

~~~~~

午後1時4分開議

~~~~~

○委員長（橋口博文）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで先ほどの参考人招致において参考人から回答をいただけないものがありました。このことについては、会議内容を精査した上で対応を検討してまいりたいと思います。

△地震調査研究推進本部の視察調査について

て

○委員長（橋口博文）それでは、原子力規制庁の参考人招致を終了して、次に地震調査研究推進本部の視察調査についてに入ります。

視察の調査の日程を地震調査研究推進本部と調整した結果、10月16日に伺うことになりました。また、これに合わせて原子力規制委員会の傍聴ができればと考えておりますが、詳細について、書記に説明をさせます。

○事務局書記（瀬戸口健一）では、資料Bをお手元のほうに御用意ください。

今回の地震調査研究推進本部への視察調査について概要を御説明いたします。

まず、1調整結果につきまして、先ほど委員長のほうからありましたとおり、10月16日水曜日、時間のほうは午後2時に地震調査研究推進本部に伺うこととなりました。文部科学省のほうになります。

次に、2番目、視察日程案につきまして御説明させていただきます。

まず、10月16日、午前中に鹿児島を出発しまして午後2時に推進本部のほうに出向いて、その日は宿泊となります。

次に、17日木曜日、午前中に原子力規制委員会の傍聴を計画しております。次に、午後に鹿児島のほうに到着と計画しております。

3番目ですが、地震調査研究推進本部への調査内容でございますが、まず一つ目には、川内原子力発電所周辺に係る活断層の長期評価の概要説明を受けまして、事前に提出しております質問事項に対する回答をいただく計画であります。

以上、地震調査研究推進本部への視察調査について御説明いたしました。

○委員長（橋口博文）ただいま説明がありましたが、何か御質問はありませんか。

○委員（井上勝博）まず、この推進本部との関係で、14時から時間はどのぐらいの予定をされているのかということと、それから当時の録音とか、それから参考人、いわば委員会がこのまま移動して審査すると、そういう性格のものになるのかどうかということを確認したいです。

それから、原子力規制委員会は、この日はどういった内容の審査が行われるかがもしわかれば教えていただきたいと思います。

○事務局書記（瀬戸口健一）それでは、3点ほ

ど御質問いただきましたが、まず時間のことですが、大体、推進本部への視察調査につきましては、1時間半程度と考えているところでございます。

それと、今回の視察調査の位置づけですが、委員派遣という形で出向いて調査する形になります。

3番目ですが、原子力規制委員会の傍聴ですが、この日に原子力発電所の新規制基準の適合性に係る審査を傍聴するわけですが、どの原発が当たるか、まだ現段階でははっきりしないところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）確認ですが、当日は内容については録音されて議事録とされるということで確認していいわけですね。録音して通常の委員会と同じように議事録として残るということで確認していいわけですね。

○事務局書記（瀬戸口健一）今の御質問ですが、通常の行政視察と同様に、そこまでの録音までは考えてないところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）やっぱり委員会がそのまま出張していくわけですので、規制委員会も九州電力も同じような扱いをしているわけですから、推進本部に行っても同じようにきちっと責任を持った答弁というふうにさせていただけると思いますので、やはり議事録にきちっと残しておくようなそういうふうにはできないんでしょうか。委員長にお伺いしたいと思います。

○委員長（橋口博文）この問題は、こういうのは初めてであってですね、これは検討してみても判断しますので。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）それでは、この視察調査に関し、委員派遣を決定する必要がありますが、調整が必要な部分もありますので、委員派遣の手続については、委員長に御一任いただければと思います。

については、閉会中にこの視察調査を実施することとし、その委員派遣の手続を委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定しました。

△陳情2件の取扱い

○委員長（橋口博文）それでは、ここで本陳情2件の取り扱いについて、お諮りいたします。

先ほど本陳情2件の審査に関して、閉会中に視察調査を行うことが決定しております。ついては、本陳情2件についてどのように取り扱うか、御意見はありませんか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）ただいま本陳情については、継続審査にしてはという声がありますが、継続審査することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、本陳情2件については継続審査とすることに決定しました。

よって、閉会中の継続審査を議長に申し出ます。

△陳情第8号 川内原発3号機増設計画の白紙撤回を求める陳情

○委員長（橋口博文）次は、陳情第8号川内原発3号機増設計画の白紙撤回を求める陳情を議題とします。

本陳情について、9月10日の本会議において陳情文書表を配付しておりますので、会議規則第98条の規定に基づき朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

それでは、ここで本陳情の取り扱いについて、お諮りします。意見はありませんか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）ただいま本陳情については、継続審査にしてはという声がありますが、継続審査することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、本陳情については、継続審査とすることに決定しました。

よって、閉会中の継続審査を議長に申し出ます。

ここで申し上げます。

本陳情については、陳情第6号及び陳情第7号の内容と関連のあるところもあるようですので、今後は一括して審査を行っていききたいと思います。

ついで、先ほど決定しました地震調査研究推進本部の視察調査についても、陳情第6号及び陳情第7号だけではなく、本陳情も加えた中で審査を進めてはどうかと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように取り扱うこととします。

以上で陳情第8号の審査は終了します。

次は、川内原子力発電所の安全対策に関する調査を議題といたします。

○委員（佃 昌樹）ちょっと書記にお尋ねしたいんですが、せんだって地震調査の資料をいただきました。分厚い資料でしたけれども。これは全ての公開されているデータを全てとったものに間違いありませんか。

○事務局書記（瀬戸口健一）ただいまの御質問でございますが、文部科学省のほうに、情報公開の процедуруをしまして、いわゆる市来断層帯に関する内容がある会議、16、17、18回だったと思いますが、その分の会議概要を請求——そのときに出された参考資料を請求したところでございます。

○委員（佃 昌樹）だから、その参考になったデータは全てつづつてあるのかということです。

○事務局書記（瀬戸口健一）事務局のほうで、つづつてあります。

○委員（佃 昌樹）じゃあ、確認をしたいんですが、実は地震の調査をするときに地質調査を含めてなんだけれども、計測線というのがあると思うんですけど、特別に断層の長さが推本の長さと違うわけで、結果的に違うんだけれども、九電が断層の長さを評価するときの計測線もしくは計測地点という資料はなかったんですね。いいです。考えようであればなかったということです。

それは皆さんのところに提示してもらいたいのですね。それがないと実際資料にならんって学者が言うんですよ。私はある学者に頼んでいる、見てもらって。ただ、これは計測線がないと判断ができませんよと言われてるんです。

○委員（井上勝博）私、違うのかと思って。計測線はここをはかったという計測線はあるわけですよ。ところがここをはかった計測線の音波探査のデータはないというのはあるんですよ、それは。だから、資料は全部要求すべきだと私も思うんですが、そういうことじゃないんですかね。計測線が入ってどこをはかったかというのは書いてあるわけですが、その計測線で音波探査のデータがないんです。全部ないわけです。そこなんです。

○委員（佃 昌樹）そこのところやっぱり片手落ちというのか、資料がなければ判断がしづらいというところがありますので、活断層の計測線、また計測地点並びに音波探査の資料、そういうのがありましたら再度提出をお願いしたいと思います。

○委員長（橋口博文）そういうことで進めていきたいと思います。

△川内原子力発電所の安全対策に関する調査

○委員長（橋口博文）次は、川内原子力発電所の安全対策に関する調査を議題といたします。

△UPZにおける広域避難計画について

○委員長（橋口博文）まず、UPZにおける広域避難計画について、当局の説明を求めます。

○防災安全課長（新盛和久）それでは、（1）UPZにおける広域避難計画について御説明を申し上げます。

本日の公表及び説明を目途に作業を続けてまいりましたが、一部受け入れ先の手続の問題がございまして、本日の公表及び説明については差し控えさせていただきたいと存じます。

公表の時期につきましては、10月9日の議員全員協議会を目途に作業を進めてまいりたいと存じます。

以上で（1）UPZにおける広域避難計画についての説明を終わります。

○委員長（橋口博文）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）議題に上っているのに公表できないというお話で、ちょっと経過がおかしいんじゃないですか。議題に上ってるわけだから、公表されると思っていたのに公表できないという

ことで、これは事務局との関係で当局と関係で何かあったんですかね。

○防災安全課長（新盛和久） U P Z の広域避難計画については、内部的な手続は終わりました、外部的にもずっと交渉しながらやってきました。その中で、ある市のほうから、市長の決裁が終わっていないのでしばらく待っていただきたいというお電話を昨日いただきまして、相手先とのことでもあるのでなるべく迷惑をかけたくないということで委員長等と協議をした結果、そういうふうに取り計らったということなので本日は公表しないという方向で説明を申し上げた次第でございます。

○委員（上野一誠） 全協でと言われたですか。

○防災安全課長（新盛和久） 議会のスケジュールを見たときに公表するタイミングとしては議員全員協議会のほうがあったので、そのような時期を目途に作業を進めてまいりたいというようなことを申しました。

以上です。

○委員（上野一誠） 原則は、基本的な考え方としては、やっぱり特別委員会という一つの位置づけを、委員会をしているということであれば、やっぱり基本的にはまずは委員会に提示をしていたくというのが基本にあるべきだと思いますよ。だから、それが日程上どうしてもつかないという一つの考え方であるんですが、やっぱりそういう見解は、先に言うていかないと。取り扱い上、委員会軽視というふうにとられるので、そういうところは十分提案の仕方というのはお考えいただかないといけない。そう思うんだけど、どうですか。

○防災安全課長（新盛和久） スケジュール的な部分を考えて全員協議会のほうでという回答いたしましたけれども、これについては、また委員長初め御協議をしたいというふうに思います。

以上です。

○委員（上野一誠） この委員会でもきょうも含めて十分なこういう議題を上げていることから、前の広域の一つの暫定から今回新たに決まったことも委員会で十分説明をしてきた背景があります。そういう意味では、これからの日程の中で再度この委員会を開けるかは別問題ですけども、基本的には、ただ全協でやればいいというスタンスで置かれるとかがなもんか、というふうに思います。それが1点。

それから、これはちょっとまた危機管理監を含めて一応U P Z は市全体の中でいろいろ検討のいろんなつくられて大方煮詰まっていっちゃると思うんですけども。私は、学校現場の危機管理体制ということをし、しっかり申し上げたはずなんです。教育長もそれなりの答弁をしましたので、そこあたりは、これを本丸を含めて現場体制の確立ということも十分委員会でも意見が出ましたということ言うててくれませんか。多分、動いてませんよ、今の学校現場は。意識がないです。だから、そういう意味では十分、僕は校長や教頭を呼んでそれなりのそれについての指示をどうするかということも全く動いてないんじゃないかと見てるんですよ。そういう意味では、もっと学校現場がしっかりこれに対応できるように意識を持っていけないかんし、十分学校長任せという議論にあるけど、やっぱり頭がトップダウンでこれは持っていかんといかん部分がいっぱいあるので、やっぱり指針はこうだよというのを示していかないと、各学校、地域に応じたつくり方をせないかんので、ちょっと意識が弱いように感じましたので、全体の問題として。

○危機管理監（新屋義文） 今、御指摘ございましたけれども、教育委員会のほうでは、県から示されたマニュアル等も参考にしながら、今、順次進めていっちゃると思いますが、今の御意見、真摯に受けとめ、また教育委員会と手を携えて学校現場での避難計画が作成できるように努力してまいります。

以上です。

○委員長（橋口博文） さっき上野委員から出ました広域避難計画の説明をできたら、本会議が済んだ後、全員協議会の前に時間が設けられれば委員会の協議会でも開いて説明を受けますが。

○委員（上野一誠） 日程上ですね、そういうことは理解しますよ。だから、原則、やっぱりそういう形で全協でやればいいんだという捉え方は、委員会の進め方としてはおかしいんだよというスタンスに置いて取り扱いは気をつけてほしいと。だから、日程上そういう意味では二度やる必要はないと思うので、今回はそういう形で暫定は1回聞いていますから、見直しの分。それはそれとしてよかですか。一言は理解を求めておかないといかんという思いであります。

○委員長（橋口博文） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 質疑はないと認めます。

以上でUPZにおける広域避難計画についてを終わります。

△平成25年度原子力総合防災訓練について

○委員長（橋口博文） 次に、平成25年度原子力総合防災訓練について、当局の説明を求めます。

○防災安全課長（新盛和久） （2）番、平成25年度原子力総合防災訓練説明資料について御説明いたします。

委員会資料の、この資料がございますでしょうか。これをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをあけていただきたいと思います。

原子力災害対策指針の見直しの考え方でございますが、昨年10月に策定された原子力災害対策指針は、福島第一原子力発電所の教訓を踏まえた原子力防災対策の抜本的な見直しでございました。

左側の真ん中あたりでございますが、これまでの市の取り組みとしましては、昨年、原子力災害対策暫定計画を策定し、また、本年3月に地域防災計画の見直しを行い、8月にはPAZの広域避難計画の策定をしたところです。

その下のほうに、ぽつでUPZ広域避難計画策定、平成25年9月というふうに書いてございますが、これもフライングでございました。削除のほうをよろしくお願いいたします。

2ページをお開きください。

原子力災害対策重点区域の見直しでございます。

発電所からおおむね5キロメートルを予防的防護措置を準備する区域、いわゆるPAZとし、また、発電所からおおむね5キロメートルから30キロメートルを緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZとしたところでございます。

3ページをお開きください。

EAL、OILに基づく防護措置になります。これまでに御説明しておりますので手短かに説明したいと思います。3ページにはPAZの方々の行動を決めるEALが記載してございます。4ページにはUPZの方々の行動を決めるOILの基準を添付してございますが、お目通しをいただきたいと思います。

5ページをお開きください。

平成25年度原子力総合防災訓練でございます。

訓練の目的は、原子力災害特別措置法第13条に基づき、国、地方自治体、原子力事業者等が共同して総合的な訓練を実施し、原子力防災対策に係る関係機関相互の連携強化や、地域住民の防災意識の向上を図ることでございます。

訓練日時は、これまでいろいろお願いをしまいましたが、来月11日及び12日で決定でございます。これは本日11時に県のほうがプレスリリースをしております。

訓練対象の施設は、川内原子力発電所2号機でございます。

6ページをお開きください。

訓練の想定でございますが、薩摩川内市沖に震度6、これは震度6強でございます。地震が発生し、次に括弧書きのところに津波の発生はなしというふうに記載がございますが、これも一昨日、原子力規制庁のほうから津波も入れる可能性があるという連絡をいただいておりますが、詳細については、今後、協議をすることになります。

その後、震度5強の余震が発生をし、送電線鉄塔の倒壊により外部電源が喪失し、非常用電源、予備電源の確保に失敗、全非常用炉心冷却装置が不作動となり、全面緊急事態、これは原子力災害対策特別措置法の第15条通報に当たり、原子力緊急事態宣言がなされます。事故の進展に伴い、地域防災計画に基づき対策を実施いたします。

訓練では、10月の最多平均風速、これは北西の風になりますが、この風向で実施いたします。

参加機関については、お目通しをいただきたいと思います。

7ページをお開きください。

平成25年度原子力総合防災訓練時系列表の1目でございます。

左側のほうに川内原子力発電所、2番目に官邸ERC、これは規制庁の緊急時対応センターでございます。それとオフサイトセンター、県、市町村等が実施することを時系列に示してございます。

1日目は、10時に地震が発生をし、EAL1となり――警戒事象ですね、になり、12時の余震で10条事象に、この時点で本市のPAZ圏内の災害要援護者の避難が開始されます。そのほかの方々は避難準備をするというふうになります。

8ページをお開きください。

8 ページには、時系列表の 2 日目を記載してございます。

9 時過ぎに 1 5 条事象とありますが、これも国のほうから 1 1 時 3 0 分に変更になる予定であるというふうに聞いております。9 時 3 0 分の 1 5 条事象、原子力緊急事態宣言の予定が 2 時間ちょっとおくれるというふうに聞いているところでございます。

1 1 時 3 0 分過ぎに原子力緊急事態宣言があり、それを受けて P A Z の方々の全てが避難をされます。避難先は姶良市を考えております。1 3 時過ぎには特別訓練として甑島の U P Z、里地区と上甑の一部で訓練を実施いたします。

詳細については、後ほど説明いたします。

9 ページをお開きください。

9 ページには P A Z 圏内災害要援護者避難実施訓練（E A L 2）というふうに書いてございます。

1 日目の原災法 1 4 条、通報時に避難が開始されます。これでは在宅の要援護者 4 名の方、施設の要援護者、これはわかまつ園とお多麻さんの家を予定しております。それと幼稚園・小学校・中学校、それと乳幼児・障害者の方々の避難を予定しているところでございます。

施設等の入所患者はまだ避難計画を策定してございませんが、今回の訓練では、U P Z 内の市民病院、済生会病院、森園病院、若松記念病院、高江記念病院、上村病院を移送先にしたいと考えております。

搬送車両につきましては、市内にある寝台車両の資源を活用しまして、市民病院、済生会病院の救急車、旭交通の患者等搬送事業者の寝台車、若松記念病院の寝台搬送車、上村病院の寝台搬送車、それと森園病院の寝台搬送車、あと自衛隊の救急車、消防局の救急車、消防局の支援車 1 型、消防局のマイクロバスを予定しております。

1 0 ページをお開きください。

1 0 ページには、P A Z 圏内住民避難実施訓練、E A L 3 でございますが、2 日目の原災法 1 5 条、通報時に避難が開始されます。時間的には、1 1 時 3 0 分に原子力緊急事態宣言がされますので、1 2 時過ぎになると思います。P A Z 圏内の全市民が対象でございますが、今回は滄浪地区の 1 9 名、寄田地区の 2 2 名、峰山地区の 3 6 名、水引地区の 6 8 名の 1 4 5 名の参加で避難を計画しております。これにつきましては、今後増減す

る可能性はございます。

避難先は姶良市、これは P A Z の広域避難計画では鹿児島市になってございますが、訓練想定は北西の風の風下に避難所が当たるということから、鹿児島市から姶良市に変更するというシナリオにしております。また、避難途中に経路の消防局東部消防署で住民、車両のスクリーニング、自衛隊による除染を予定しております。

1 1 ページをお開きください。

P A Z 圏内住民の海上輸送実施訓練、E A L 3 でございます。

地震により土砂崩れが発生をし孤立した地域、これは唐浜地区を予定しておりますが、海上自衛隊の輸送艇で川内港から避難するというものでございます。

1 2 ページをお開きください。

これは北西の風とは全然風下にならない地域でございますが、特別訓練という形で甑島住民の輸送実施訓練、O I L 2 をする予定でございます。甑島地区の U P Z の里、上甑の一部、これは中野、江石地区になりますが、O I L 2、これは毎時 2 0 マイクロシーベルトを超えたという想定でございますが、U P Z 内の住民が U P Z 外に避難をし、つまり上甑島の中甑に避難をし、その後、当該避難が必要ということで観光船かこの、海上保安庁の巡視船、自衛隊のヘリコプターで島外に避難するというシナリオでございます。甑島地区から 2 8 名が参加予定でございます。避難先は、長浜港としてございますが、これは島外の港と想定をいたします。

1 3 ページをお開きください。

これが U P Z 圏内一部住民避難実施訓練（O I L 2）でございます。

これは風下のいちき串木野市羽島地区になりますけれども、ここで実施される訓練になります。また、本土の U P Z 圏内の全地区コミ 3 5 地区コミから参加をいただき、市民文化ホールでの研修及び U P Z、これはいちき串木野市の避難訓練の視察も考えているところでございます。

以上で平成 2 5 年度原子力総合防災訓練についての説明を終わります。

○委員長（橋口博文） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） これは北西の風ということ

で、避難を始良のほうということになるわけですが、実際起こったときに何を考えるかと言うたら、風向きと直角方向に逃げるというのが基本ですから、実際は気象情報、もしくはSPEEDIの情報、これが非常に大事になってくると思うんですよ。だからそれがどれだけ市民にそういう情報が行き渡るようになるのか、そこら辺の訓練もしとかなないと、いざというときには、実際は行政側がこうしてくださいと言っても、みんなの気持ちというのは子供を守りたいとか家族を守りたいという気持ちになるわけですので、そういう情報公開がどのようになるのかということについては、この訓練ではどのように位置づけられているかということをお尋ねしたいと思います。

○防災安全課長（新盛和久） 住民への広報の御質問でございましたけれども、これにつきましては、昨年8月に実施した訓練の中で、防災行政無線、あるいはエリアメール、あるいは今回、FMさつまさんだいというのができました。あとマスコミ、そういったものを——いろんな媒体を、利用しながら市民の方々にお伝えしたいというふうに考えているところでございます。

また、ことしの訓練は、シナリオレスで実時間実働訓練2日間ございます。今までの訓練は、事象をぎゅっとまとめて半日ぐらいで実施をしていた訓練でございますが、これが2日間になるということでもかなり、あいだがあきます。その間に市民の方々にどういったことを広報していけばいいかと、どういった情報を伝えていけばいいかという部分の市の災害対策本部の中で十分考えられる時間がございますので、そういった部分について、どうしたら市民の方々を安心させて、そして信頼いただいて市が言う避難の指示とか、そういったものを聞いていただけるかという部分については、十分配慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 福島事故が起こったときに、先ほども規制委員会の方のときに話をしましたが、ドイツの気象庁がおよその風の方向というのをシミュレーションしてどこが危ないよということを警戒していたわけですが、非常にあれは役に立ったなと。あれを見ていれば、どこを逃げちゃいかんと、ここは危ないぞというのがよくわかって、現実には飯館村みたいなところが起こって

わけですが、非常にぴったりなんですよ、気象庁の予報とですね。だから、これを今これだけスマホが普及し、パソコンも各家庭に普及もしているわけですので、やっぱりインターネットでそういうSPEEDIの情報なり、ドイツの気象庁がやったような情報というのを常に提供するということは、今回の訓練の中では考えられてないんじゃないかな。

○防災安全課長（新盛和久） 昨年の訓練では、防災行政無線で必ず終わった後に現在の風向・風速についてはどうですよというような情報を流しました。また、さらにホームページにおいてもそういった情報を流したところでございますが、今おっしゃったパソコンとかインターネット、どういった使い方ができるのかという部分については承知しておりませんが、それについては今後の課題として研究させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（成川幸太郎） 先ほど上野委員から学校の防災対策というのが非常に真剣味がないんじゃないかということを言われたんですが、この今回の防災訓練の中に学校の避難の訓練というのは入ってなかったように思うんですが、全く予定はないんでしょうか。

○防災安全課長（新盛和久） 学校の避難訓練については、PAZ圏内5キロ圏域、この5キロ圏域については、地区コミでPAZ決めるというふうにしまして、水引地区、滄浪、峰山、寄田、この4つをPAZというふうにすることにいたしました。その中で学校につきましては、水引中学校、水引小学校、あと水引の保育園がございますけれども、この3つについては、今回、実働訓練ということでEAL2の段階、災害時要援護者の段階で避難をさせるというふうに計画してございます。

以上です。

○委員長（橋口博文） 質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（橋口博文） 質疑はないと認めます。

△現地視察について

○委員長（橋口博文） ここで申し上げます。

ただいま説明のあった原子力総合防災訓練については、視察を行いたいと思いますが、視察計画

について、まず書記に説明させます。

○事務局書記（瀬戸口健一） それでは、お手元のほうに資料Cを御用意ください。

平成25年度原子力総合防災訓練の現地視察について、その視察内容を説明します。

まず1日目ですが、13時に集合しまして、13時30分、高江町のわかまつ園で要援護者避難の視察を、次に14時30分にオフサイトセンターの視察を、次に市役所のほうで15時に市災害対策本部の視察を、15時30分に解散と計画しております。

続けて2日目ですが、9時50分に集合しまして、川内文化ホールで10時から住民講習会を視察、次に12時20分、川内港で海上輸送を視察しまして、13時30分、消防局東部署において除染を視察しまして、最後に14時30分、始良市の蒲生高校において避難所を視察ということで計画しております。16時30分に到着・解散と計画しているところでございます。

以上であります。

○委員長（橋口博文） ただいま説明がありましたが、視察を実施するかも含めて何か御意見はありませんか。

○委員（佃 昌樹） 今回、風向きを考慮して避難計画を変えてあるわけですが、始良の蒲生高校、始良方面の避難については、PAZ圏内の住民を受け入れられるだけの施設を確保してあるのかな。

○防災安全課長（新盛和久） 始良市につきましては、暫定計画の中で避難所を指定いたしました。避難所に約5,000人の方が入れるかと言ったら、正確には持っていませんけれども、入れるぐらいの施設はいただいておりますので、そこは問題ないというふうに考えます。

以上です。

○委員（井上勝博） 今回、30キロ圏内対象なんですけど、オフサイトセンターはその神田町になってるわけです。これは何か訓練としてはオフサイトセンターがそこにあるということで想定するんですか、ちょっとそこら辺はどういう考え方なんですかね。

○防災安全課長（新盛和久） オフサイトセンターの視察については、国のほうからも今回、副大臣が来られて、実際の事故を想定しての大規模な部分であるので、ぜひごらんになったらどうでしょうかということで事務局のほうには提案をし

たところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） そもそも事故が起こったときに、ここがオフサイトセンターとして機能できるのかという議論がありましたよ。訓練上、日置市にある消防訓練場のほうがオフサイトセンターのかわりになるんだという話もありましたが、そこも30キロメートル圏内にあるからここ問題になるんじゃないかということで、暫定的というか、今回は仕方ないからここだということなんですか。そこら辺の説明を。

○防災安全課長（新盛和久） オフサイトセンターが移転しなければならないというのは、計測をしてOIL値に達した場合に移転をしないといけないという部分で、即時に避難しなければならない値は500マイクロシーベルト、毎時でございますが、1週間以内ということで1週間以内を目途に一時停止しなければならないのは毎時20マイクロシーベルトでございます。今回の想定は、北西の風でございまして、OIL2に対するのはいちき串木野市であるということで機能移転まではこの訓練では入っておりませんので、オフサイトセンターとしての機能はできるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） オフサイトセンターは危険はないんだという今度の事故の想定ですよ。しかし、検討課題としては、そのオフサイトセンターも危ないぞと。そしたら、ああいう機能が今まだないわけですよ、どこにもないわけですよ。ああいう情報を集中する機能がなくて、そこはどうするのかということは、今後のやっぱり課題として真剣にやらなければいけない部分だと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○防災安全課長（新盛和久） オフサイトセンターの機能移転については、今、消防学校のほうが約24キロのところですね、考えられておまして、そこについてもシェルターといいますか、そういう放射性物質から守って1週間を目途に活動ができるような施設を今建設中であるというふうに聞いておりますし、こちらのほうもそういったフィルターをつけるというふうに聞いておりますので、そこについては福島県の事故を踏まえていろいろな対策はとられているというふうに考えているところでございます。

○委員長（橋口博文） まず、視察の実施についてお諮りします。

それでは、原子力総合防災訓練を視察することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、視察を実施することに決定しました。

次に、委員派遣の手続についてお諮りします。

視察内容については、調整が必要な部分がありますので、委員派遣の手続は委員長に御一任いただければと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

なお、視察の詳細が調整できましたら、改めてお知らせします。

以上で平成25年度原子力総合防災訓練についてを終わります。

以上で日程の全てを終わりました。

△委員長報告の取扱い

○委員長（橋口博文） ここで委員長報告の取扱いについてお諮りします。

本日、審査したもののうち、川内原子力発電所の安全対策に関する調査の部分については、定例会最終日において委員長報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

なお、前回の委員会についても、最終日に委員長報告をすることになっておりますので、あわせて報告をすることとなります。

△閉会中の委員派遣

○委員長（橋口博文） 次に、委員派遣についてお諮りします。

地震調査研究推進本部の視察調査及び今回の原子力総合防災訓練については、先ほど決定いたしました。このほか閉会中に急遽現地視察を行う必要がある場合もありますことから、本委員会の付託事件及び調査事件に関して閉会中に委員派遣を行う必要がある場合には、その手続を委員長に

御一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

△閉 会

○委員長（橋口博文） 以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 8 号	受理年月日	平成 2 5 年 8 月 2 9 日
件 名	川内原発 3 号機増設計画の白紙撤回を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市田海町 1 1 番地 6 5 川内原発建設反対連絡協議会 会長 鳥原 良子		
要 旨			
国の原子力規制委員会は、設計、シビアアクシデント対策、地震・津波対策の三つの新基準骨子案を 2 月 6 日に公表し、2 月末集約のパブリックコメントを反映させた上で、規制条文案を作成し、再度 5 月のパブリックコメントを反映させ、7 月 8 日に施行された。同日、九州電力は、川内 1・2 号機に係る新規制基準への適合性確認のための申請を行い、原子力規制委員会は、原子力発電所の安全審査を始めた。 川内原発の安全評価に関して、原発立地市民として憂慮すべき点が数々あることを見逃すわけにはいかない。まず、事故時の対策本部となる免震重要棟が設置されておらず、9 0 平方メートルの代替施設で数百人規模の過酷事故対応は機能不全に陥ると予測される。 政府の地震調査研究推進本部は、本年 2 月 1 日、川内原子力発電所近辺の活断層評価を大幅に見直す調査結果を出している。これは、2 0 0 9 年に九州電力が提出したものを再評価したものであるが、研究推進本部は「もっともひどいのは地表面（海底面）にまで断層変位が及んでいるにもかかわらず、断層の存在を無視していることである。他の図に関しても、解釈には問題点が多数あるので、九州電力が示した断層図及び解釈図は非常に疑わしいと言わざるを得ない」と酷評している。新たな活断層評価に基づく地震規模も、川内原発近辺においてマグニチュード 7. 5 以上の地震の発生を指摘している。 さらに、新基準で電力会社は、原発から 1 6 0 キロメートル圏内の火山活動の影響を想定することも義務付けられている。全国全ての原発 1 6 0 キロメートル圏内に火山が 1 箇所はある。その中でも川内原発 1 6 0 キロメートル圏内には 1 0 を超える火山があり、その上、大規模噴火の可能性のある火山として始良カルデラなどが挙げられ、火砕流だけでなく火山灰による送電網やフィルターの機能不全で、非常用ディーゼル発電機が作動しない危険性があり、対策強化の必要性を火山学の専門家は訴えている。川内原発を再稼働させることで、住民を過酷事故に巻き込む可能性が高まることは必至である。 さらに、過酷事故対応は、福島第一原発事故からも分かるように、住民保護の観点では国も電力会社も全くなす術がなかった。情報開示は遅れ、避難の方向を誤らせ、甲状腺がん等を予防できる安定ヨウ素剤の配布もできなかった。国の法令では、放射線量の濃度が 1 時間当たり 0. 6 マイクロシーベルト以上のところは、放射線管理区域と定められ、そこで使用した衣服や道具は、放射線物質の拡散を防ぐため、外部への持ち出しは禁止となり、厳重に管理され、労働基準法では、1 8 歳以下はその放射線管理区域内での労働が禁止されている。つまり、若者をそういう状況下においてはいけないという法律があるにもかかわらず、現在、1 8 歳以下を 1 時間当たり 0. 6 マイクロシーベルト以上の地域に住ませるという無謀なことを、政府は平気で行っている。また、本年 4 月の福島第一原発の使用済み核燃料プールのネズミによる電源喪失事故でも明らかになったように、現在も東京電力の情報開示の遅れ、使用済み核燃料プールの安全管理上の問題点が大きく浮き彫りになった。こういったことを照らし合わせると、九州電力が過酷事故に陥った場合、東京電力の原発事故対応以上を私たちが望むことは、相当難しいと考えられる。最大なる事故対策は、原発を廃炉にすることしかない。 稼働すればするほど使用済み核燃料が溜まり続ける原発は、その安全対策においては、いくらお金と労力を投じてでも十分に対応できない危険性が何万年も生じてしまう。稼働するメリットは、危険性と引き換えの原発関連の交付金や寄付金、固定資産税、関連会社などの関連利益である。住民の命と自然という財産を守り、このふるさとに住み続けたいという住民の願いに沿うためには、再稼働を止め、速やかなる原発の廃炉の決断が、安心安全のまちづくりへの早道と考える。廃炉による雇用拡大、再生可能エネルギーの推進、自然を生かした観光の推進と拡大などで、まちづくりに希望が湧く。			

また、九州電力は、国へ川内原発3号機増設に係る設置許可申請中で、2013（平成25）年度着工、2019（平成31）年度運転開始を目指していたが、2011年「原発震災」が発生し、現在それは凍結されている。東京電力福島第一原発事故による未曾有の放射性物質の放出により、多くの農・林・水産業等従事者は放射能汚染被害と原発事故による様々な影響に苦しめられており、その上、放射能汚染を避けるため、いまだに16万人もの人々が故郷をやむなく離れる生活を強いられている。

原発事故から2年たった今も事故の収束は、全く目途がたっていないどころか、東京電力や政府関係者は、事故内容の隠蔽や、軽微に見せることなどを計り、国民は今回の事故で、政府や電力会社による情報公開と住民対応の在り方に強い不信感を持ち続けている。これまでの国や電力会社の「多重防護」による安全は誇大広告であり、原発の「安全神話」は脆くも崩壊した。国民の電力会社と政府への信頼が失墜している中、「因果関係ははっきりしない」という文言で住民に対して責任回避とも思われる対応が始まっている。原発被災者の健康のみならず、第一次産業等に関する影響に対しても十分な対応はとられていない。チェルノブイリ原発事故から27年経った現在もなお、原発から30キロメートル圏外の住民、とりわけ子どもらに放射能汚染による影響が生じていることなどから推測すると、これから福島県内を中心に、原発事故による健康被害や第一次産業などへの影響は、ますます大きくなるに違いない。日本は、チェルノブイリ原発事故を教訓に住民への健康に関するさまざまな対策を早く立てるべきであるが、うまくとっていないとはいえない。原発事故被害の重大さと甚大な経済的損失は、人類が原子力（核）をコントロールできず、核と共存できないことを、今、改めて示している。

よって、貴議会が川内原発増設計画を白紙撤回することは、住民を守る立場で市政の将来を考えるなら、当然とるべき選択であると考えます。九州電力が強調する電力供給の安定については、九州電力自身の自主的な省エネ、節電の強化、他電力への転換等で、問題は生じないと私たちは確信できます。さらに今、安全性や核拡散、高レベル放射性廃棄物の最終処分の不透明さなど多くの問題を抱える原子力発電中心の電力政策から、大気・大海・大地・生き物に優しい再生可能エネルギー政策に転換し、地域分散型小規模発電ネットワークづくりを強化推進することが、多くの住民から求められている。命そのものだけでなく、体の免疫を低下させる健康被害等や将来における経済負担というさまざまなリスクを更に増やしてまで、国や電力会社そして自治体が原子力発電を進める理由は全くないと私たちは考える。

ついては、将来もこの薩摩川内市に住み続けたい、あるいは住んでほしいと願う市民や子孫のために、放射能汚染に脅えない市政を心から望み、下記について検討していただくよう陳情する。

記

手続を凍結している川内原発3号機増設計画への同意を白紙撤回すること。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文